

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
香川県における緊急事態措置等

令和2年4月24日

商店街やスーパーマーケット等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策実施の協力要請（法第24条第9項）

（1）商店街・スーパーマーケットにおける対策

①事業者向け

- ・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う
- ・入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる（Social distancing:社会的距離）
- ・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する
- ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める

②住民向け

- ・買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける

（2）公園等における対策

①住民及び施設管理者向け

- ・少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとる
- ・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛ける